

国鉄施第49号
平成18年9月6日

各地方運輸局鉄道部長 殿

鉄道局施設課長

鉄道車両のブレーキ装置の改良について

平成17年4月26日に発生した東日本旅客鉄道株式会社常磐線における列車脱線事故（踏切障害に伴うもの）について、今般、航空・鉄道事故調査委員会から「鉄道車両のブレーキ装置について、常用最大ブレーキの後に使用される非常ブレーキの減速度は、常用最大ブレーキの減速度よりも低下しない構造とするよう、所要の措置を講ずること。」と建議されたところである。

これを踏まえ、下記のとおり鉄道車両のブレーキ装置について改良を図るよう貴管内鉄道事業者に対し指導されたい。

記

1. ブレーキ装置に増圧機能を有し、減速度を増加させる車両にあつては、増圧機能が作用した常用ブレーキ（以下「常用ブレーキ（増圧）」という。）を使用中に、非常ブレーキに切り替えた場合に常用ブレーキ（増圧）の減速度よりも低下しない構造とすること。
2. 1. の改良については、平成23年9月30日までに実施すること。
3. 改良対象車両数と改良の進捗状況については、年度末の状況を翌年度5月末までに報告されたい。